

○みなべ町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年3月 日

告示第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項及び法第115条の45の3第1項の規定に基づき本町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業について、法、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)及び地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「国の実施要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業区分等)

第2条 本町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業は、国の実施要綱別記1第1第1項第1号に規定する次に掲げる事業とする。

- (1) 訪問型サービス(第一号訪問事業)
- (2) 通所型サービス(第一号通所事業)
- (3) 介護予防ケアマネジメント(第一号介護予防支援事業)

2 前項に掲げる事業(以下「事業」という。)の対象となる者は、居宅要支援被保険者等(法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。)とする。ただし、前項第1号及び第2号の事業にあつては、介護予防ケアマネジメントにおいて当該サービスの提供が必要であると認めるものとする。

3 事業のサービス内容等は、別表のとおりとする。

(事業の形態)

第3条 事業は、みなべ町が実施するほか、次に掲げる方法により事業を実施することができる。

- (1) 省令第140条の69に定める基準に適合する者への委託による方法。
- (2) 指定事業者(法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。)による実施の方法。
- (3) 事業のうち介護予防ケアマネジメントについては、みなべ町地域包括支援センターが実施するほか、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。)に委託して実施することができる。

(利用料)

第4条 事業を利用する者(以下「利用者」という。)は、別表に定める利用料を負担しなければならない。

2 利用者は、前項の利用料のほか、サービスを受ける際に食事代その他実費が生じるときは、当該費用を負担しなければならない。ただし、町長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料及び前項に定める費用は、事業を実施する者(以下「事業者」という。)が、これを徴収する。

(事業の委託)

第5条 第3条第1号及び第3号の規定により事業の委託を受けた者(以下「受託者」という。)

は、事業に係る経費と他のサービス事業に係る経費を明確に区分して会計処理しなければならない。

2 受託者は、町長が別に定めるところにより、当該事業の実施状況について、実施月ごとに、町長に報告しなければならない。

- 3 受託者は、事業における利用者の利用状況に係る書類、経理に関する帳簿等の書類を備え付けなければならない。
- 4 町長は、受託者に対し、予算の範囲内において委託料を支払うものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業の委託に関し必要な事項は、別に受託者と締結する委託契約書に定めるものとする。

(指定事業者)

第6条 第3条第2号に規定する指定事業者の指定に関し必要な事項は、町長が別に定めるところによる。

(清潔の保持等)

第7条 事業者は、事業に従事する者(以下「従事者」という。)の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じなければならない。

- 2 事業者は、当該事業所の設備、備品等について、衛生的な管理を行わなければならない。
- 3 通所型サービスを実施する事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理を行い、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 4 通所型サービスを実施する事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第8条 従事者及び従事者であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、当該事業所の従事者及び従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、利用者にあつては利用者本人に、その家族にあつては当該家族に対し、あらかじめ文書により、それぞれ同意を得なければならない。

(事故発生時の対応)

第9条 事業者は、利用者に対する事業の実施により事故が発生した場合に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等及び町に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(関係機関との連携)

第10条 町長は、事業に係る機関との連携を図り、事業による効果が期待される居宅要支援被保険者等の早期発見に努めるほか、利用者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
(みなべ町介護予防プラン作成事業実施要綱の廃止)
- 2 みなべ町介護予防プラン作成事業実施要綱(平成16年みなべ町告示第49号)を廃止する。

別表(第2条、第4条関係)

事業区分		事業名	サービスの内容	利用料
訪問型サービス(第1号訪問事業)	現行の介護予防訪問介護相当サービス	介護予防訪問介護相当サービス	訪問介護員による身体介護、生活援助を行うサービス(旧介護予防訪問介護に相当するサービス)	厚生労働大臣が定める基準額から町が支給する介護予防生活支援サービス費を控除した額
通所型サービス(第1号通所事業)	現行の介護予防通所介護相当サービス	介護予防通所介護相当サービス	通所介護事業所において入浴、排せつ、食事等の必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う通所サービス(旧介護予防通所介護に相当するサービス)	厚生労働大臣が定める基準額から町が支給する介護予防生活支援サービス費を控除した額
介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)		介護予防ケアマネジメント	要支援者等の心身の状況等に応じて、その状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業	